

法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後法的需要が増加し続けるものと見込んで優れた多数の法曹を確保し、司法制度を支える体制の充実強化を図るべく当時年間1000人程度であった司法試験の合格者数を平成22年頃には目標年間3000人程度とすること、法曹養成に特化した教育を行うために法科大学院制度を新設し、原則として法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることなどを内容とする「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

しかし、現在、法曹制度は大きな危機に直面している。司法試験合格者数は、平成19年から平成25年まで年間2000人超で推移し、その後やや減少に転じたものの弁護士数は上記閣議決定がなされた平成14年当時の1万8838人から3万9012人（平成29年3月13日現在）と二倍以上に増加した。他方、裁判所の全新受件数は平成15年をピークに右肩下がりに減少し、平成27年にはピーク時の4割以上も減少しているとおり法的需要の増加は見られず弁護士の需給バランスが大きく崩れることとなった。

その結果生じたのが司法修習生の法律事務所等への就職難や採用条件の悪化である。法科大学院から司法試験合格までの学費、生活費の負担に加えて司法修習生の「給費制」が「貸与制」へ移行されたことで、新規登録時に多額の負債を抱える弁護士が多数生まれることとなったが、司法試験に合格したにもかかわらず就職難等を懸念して司法修習を受けない者も現れるようになった（平成29年度以降採用される司法修習生には修習給付金が支給される予定であるが、従前の「給費制」と比べ十分ではない。）。

また、弁護士の所得は、平成18年から平成26年の間に平均値及び中央値でほぼ半分まで大きく減少するなど、新人弁護士のみならず既存の弁護士の経営環境も悪化の一途である。弁護士の激増による競争激化と相まって無用な訴訟への誘導が行われるなど行き過ぎた「訴訟社会」を将来してしまう危険性も懸念される状況となり、横領などの不祥事を引き起こして市民に被害を与える事例も報道されるようになった。

このような状況が報道等によって広く社会に認知されることになった結果法曹志願者は年々減り続けている。法科大学院の入学志願者に義務付けられた法科大学院適性試験の受験者は、平成15年には少なくとも3万5000人を超えていたが平成28年には3286人にまで激減した。現在、法科大学院から法曹へという進路が魅力ある選択ではなくなりつつある上に司法修習期間も1年に短縮され、法曹となった後も必要な仕事や経験を積む機会（オンザジョブトレーニング）が十分確保されないというのであるから、法曹の質の確保にも重大な懸念を覚える。新たな法曹養成制度は完全に悪循環に陥っていると言わざるをえない。

このような状況の中政府が設置した法曹養成制度関係閣僚会議は、平成25年7月に司法試験合格者数を年間3000人とする目標は非現実的として事実上撤回し、更に政府が設置した法曹養成制度改革推進会議は、平成27年6月に司法試験合格者数について年間「1500人程度は輩出されるよう」との具体的な数字を出すに至り、この間司法試験合格者数は、平成26年は1810人、平成27年は1850人、平成28年は1583人とそれなりに減少してきた。

しかし、法曹志願者の激減は前記のとおりであるし法科大学院の入学者数も平成18年度の5784人が平成28年度には1857人と3分の1以下にまでに減少し、入試競争倍率も1.86倍と低迷している。優秀な人材が法曹を目指さなくなり、競争倍率も低迷している法科大学院修了者と僅かな予備試験合格者の中から1500人も合格させたのでは司法試験での選抜機能は働かず質の低下は免れない。

また、法曹養成制度改革推進会議は、法科大学院制度について平成30年度までを集中改革期間と位置付け組織見直し、教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減などを掲げた上で法科大学院修了者の累積合格率7割以上を目指すとしているが、ユーザーである学生、社会人をひきつける効果的な対策は見当たらない。このまま現状を放置しては悪循環の更なる拡大は避けられず、最終的には司法のユーザーである市民が不利益を被ることになる。

他方、近年の弁護士急増と比較して裁判官、検察官の数はさほど増加しておらず、裁判官や検察官が常駐しない裁判所、検察庁の支部が全国的に存在している。本市の区域を管轄の一部とする千葉地方裁判所館山支部も係る非常駐の裁判所の一つであり、地域住民の権利の実現、擁護のため裁判官、検察官の十分な確保及び適正な配置が急務である。

よって、国に対し弁護士の質と市民の利益を適正に確保するとの観点から社会情勢に伴う法的需要とバランスのとれた法曹人口となるよう平成29年度以降更に司法試験合格者数を大幅に減員し法曹養成制度全体の抜本的見直しを行うとともに、地域における司法基盤整備の観点から裁判官、検察官の員数確保及び適正配置が速やかになされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

館山市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
文部科学大臣 様
経済産業大臣 様
内閣官房長官 様